

生活保護実施概要

令和4年度(2022年度)実績

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課

まえがき

この実施概要は、生活保護行政の参考資料として、令和4年度中における本道(札幌市・旭川市・函館市を含む)の生活保護の実施状況と「被保護者調査」等の統計数値を中心に編集したものです。

被保護世帯・人員は、近年減少傾向にありますが、令和4年度では、被保護世帯数 121,767 世帯 (前年度比 99.7%)、被保護人員 151,573 人 (前年度比 98.7%) で、保護率は 2.94% (前年度 2.95%) と、全国平均 (1.62%) に比べ依然として高い状況で推移しています。

また、令和4年度の世帯類型別被保護世帯の状況は、「高齢者世帯」は横ばい傾向、「母子世帯」は減少傾向、「傷病・障害者世帯」は横ばい傾向、「その他の世帯」は増加傾向となっています。

本書は、このような本道における生活保護の現状と動向を、統計数値を通して明らかにしたものであり、今後の生活保護行政を推進する際に関係者の手助けとなり、業務の円滑を図る上で活用していただければ幸いです。

令和6年(2024年)3月

ご利用に当たって

1 この実施概要で使用した統計数値は、特に表示のない限り福祉行政報告例 (生活保護関係)、被保護者調査、生活保護費経理状況報告及び診療報酬知 事決定書によるものです。

被保護者調査で確定値が公表されていない数値は、速報値を使用しており 確定値と差異がある場合があります。

なお、全道数値については、特に表示のない限り札幌市・旭川市・函館市 を含めた数値です。

- 2 保護率の基礎となる人口については、時点の記載の無いものは各年度の住 民基本台帳ネットワークシステム上の令和4年(2022年)9月30日現在の入 力状況によるものです。
- 3 数値の単位未満は、原則として四捨五入していますので、年度平均における合計と内訳の合計数は一致しない場合があります。

また、構成比についても、端数処理の関係上、合計値が 100%とならない 場合があります。

生活保護実施概要目次

第1	生活保護制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	福祉事務所の実施体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第3	保護の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1	保護の実施状況と社会的背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	被保護世帯、人員の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	保護率の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	世帯類型別被保護世帯の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	労働力類型別被保護世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6	扶助別被保護人員の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
7	被保護世帯構成人員、年齢階層別人員の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
8	保護の開始・廃止の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
9	医療扶助の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
10	生活保護費支出状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第4	保護基準 ······	
1	生活保護基準額の年次推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
2	一般世帯と被保護世帯との消費支出の比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
3	最低生活保障水準の具体例(令和4年度)(北海道)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
4	標準3人世帯における最低生活保障水準の推移(北海道) ・・・・・・・	30
生活化	呆護統計諸資料	
1	福祉事務所別保護状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
2	町村別保護状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
3	福祉事務所別被保護世帯の推移(停止含む)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
4	福祉事務所別被保護人員の推移(停止含む)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
5	福祉事務所別保護率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43

6	都道府県・指定都市・中核市別被保護世帯等の状況	44
7	福祉事務所別世帯類型の推移(高齢者世帯)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
8	福祉事務所別世帯類型の推移(母子世帯)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
9	福祉事務所別世帯類型の推移(傷病・障害者世帯)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
10	福祉事務所別世帯類型の推移(その他世帯) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
11	福祉事務所別保護世帯の推移 (開始世帯) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
12	福祉事務所別保護世帯の推移(廃止世帯) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
13	福祉事務所別医療扶助人員 (総数) の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
14	福祉事務所別医療扶助人員 (入院) の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
15	福祉事務所別医療扶助人員(入院外)の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
16	福祉事務所別医療扶助率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
17	医療扶助人員の年度別、入院・入院外別、単給・併給別、	
	病類別推移 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	66
18	1世帯当たり医療扶助人員の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
19	生活保護及び社会保険の受診率の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
20	診療報酬審查決定状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	72
21	生活保護法による指定医療機関の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
22	生活保護法による指定介護機関の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
23	生活保護費支出状況の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
24	生活保護費の扶助別、郡部・市部別支出状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
25	生活保護費支出額の1世帯当たり等支出額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
26	福祉事務所別一時扶助実施状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	82
27	生活保護施設の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
28	生活保護施設入所者の現況(救護施設) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
北海	ま道内の福祉事務所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88

第1 生活保護制度の概要

1 生活保護制度の沿革

生活困窮者に対する対策としてわが国最初の公的扶助制度は、明治7年に施行された恤救規則です。この制度の内容は隣保相扶と慈恵的な救済であり、60余年にわたって実施してきたという歴史的な意義を持っていました。

しかし、その後時代の変遷とともに、これに代わって昭和4年に救護法が施行されました。救護法は、当時としては進歩的な内容を持った制度でありましたが、この取扱いはなお、差別的・制限的でありました。その後、第二次世界大戦の終結後の臨時応急の措置として「生活困窮者緊急生活援護要綱」が昭和21年4月から施行されましたが、これは、どこまでも臨時的・応急的な対策であったことから昭和21年10月に旧生活保護法が施行されました。この制度は、貧困の救済を国家責任として無差別平等に保護することとした最初のものでありますが、昭和22年の日本国憲法の施行に伴い、憲法第25条に規定された生存権の保障と社会保障制度の確立を図るため、昭和25年に現行の生活保護法が制定、施行されたものであり、令和2年で制定後70年が経過しました。

2 生活保護制度の役割

住民の福祉を増進し、生活の安定と維持向上を図るため、各種福祉施策や 社会保険制度がそれぞれの機関において行われていますが、生活保護制度は、 これらの施策や制度によっても、なお生活に困窮する国民に対し、国の責任 においてその困窮の程度に応じて必要な保護を行い、国の定める生活水準を 保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

また、生活保護制度は最低限度の生活の保障であり、国民は差別されることなく平等に受けられるものであって、国民が権利として主張できる、生存権を実現するための制度のひとつということができます。この制度では、その者の利用し得る資産・能力、その他あらゆるものを活用してもなお、国の定める生活保障水準の生活を維持することができない場合に、その不足する部分について保護を行いますが、生活保護は社会保険・社会福祉に係る制度

や施策など他の法律等による給付を受けることができるときは、まず、その 給付を受ける必要があることから、最終的な保障制度としての役割を担って いるといえます。したがって、その果たす役割についても時代の変遷や社会 福祉施策の充実によって変化があります。

近年では、障害者総合支援法や生活困窮者自立支援法の施行とともに、年金制度や医療保険制度の見直しなど社会保障制度全般にわたる見直しが進められており、生活保護制度についても、国民生活最後の拠りどころとなるセーフティネットとしての機能、他の社会保障制度との役割分担など、そのあり方が議論されています。

3 生活保護の運営実施等

生活保護制度は、国の責任において国民の最低限度の生活を保障する公的 扶助制度であることから、厚生労働大臣が「保護の基準」や保護の実施に係 る処理基準として「実施要領」を定め、生活保護法第 19 条に基づき知事や 市長が「実施機関」として具体的に保護の決定実施を行っています。

また、知事や市長は、福祉事務所長に保護の決定実施に関する事務を委任 することができるとされています。(同条第4項)

平成 12 年4月から、地方分権一括法の施行により、生活保護に関する事務は機関委任事務から法定受託事務と自治事務に整理されています。

また、生活保護に関する費用は、国・道及び市が負担しており、国の負担 割合は、昭和59年度までは8/10、昭和60年度から昭和63年度までは7/10、 平成元年度からは3/4となっています。

第2 福祉事務所の実施体制

本道における福祉事務所は、市については、44の市部福祉事務所(札幌市に 10福祉事務所、他 34市に各1福祉事務所)が、町村については、14の郡部福祉事務所(道の 14総合振興局・振興局の社会福祉課が担当。なお、9総合振興局・2振興局に11の出張所がある。)が設けられています。

なお、札幌市は昭和 47 年 4 月 1 日に指定都市となり、北海道の事務監査から除外されています。

また、旭川市は平成12年4月1日から、函館市は平成17年10月1日から、 それぞれ中核市へ移行していますが、事務監査についてのみ、北海道の所管と なっています。

福祉事務所には所長のほか、指導監督を行う所員(査察指導員)、現業を行う所員(地区担当員、面接員)、事務を行う所員を置くことになっており、査察指導員と現業員の配置状況は次のとおりです。

(令和4年4月1日現在)

区	\triangle	指導	監督を行う	所員	現	業を行う所	員
	分	標準数	現在員	充足率(%)	標準数	現在員	充足率(%)
全	道	230	230	100.0	1, 533	1, 468	95.8

第3 保護の動向

1 保護の実施状況と社会的背景

昭和30年代における保護は、就労しているがなお低所得であるために保護を受ける世帯が相当数あり、低所得者に対する所得保障としての経済給付に重点が置かれていました。

昭和 40 年代は、40 年の不況後、約5年間にわたりいわゆる「いざなぎ景気」を迎え、平均経済成長率 11.8%という好況を続けました。その結果、就労している世帯の被保護世帯が激減しましたが、40 年代後半にもたらされた石油危機により物価上昇や物不足などが実生活を直撃し、低所得層全体が大きな被害を受けました。このため、生活保護基準の算定方式における格差縮小方式の導入と、国民生活の向上により、保護基準が著しく引き上げられたことなどから、経済成長の恩恵に浴さない就労高齢者、心身障害者、傷病者等のいる世帯において、保護の適用を受ける世帯が増加する傾向にありました。

石油危機後、日本経済は低成長時代を迎え、昭和 50 年代に入ると構造不況による鉄鋼・造船産業の低迷、炭鉱災害や石炭産業の縮小合理化等長引く不況と数度にわたる冷害凶作、200 海里規制等による漁業不振等により地域経済は悪化の一途をたどり、被保護世帯も昭和 60 年をピークに増加しました。

昭和58年に入って日本経済は、長期間続いた不況から回復基調に転じ、本道の景気も昭和59年後半からやや明るい兆しをみせ始め、昭和62年後半からようやく本格的な上昇に転じました。こうした景気回復を背景に、女性の社会進出が浸透し、母子世帯の経済的自立が促進されたことや、昭和61年4月に基礎年金の導入、年金額の引き上げ等の改善による年金所得水準が確保されたこと、高齢者対策を中心に要援護世帯に対する諸施策の充実が図られたことなどが要因となり、被保護世帯は平成7年まで減少しました。

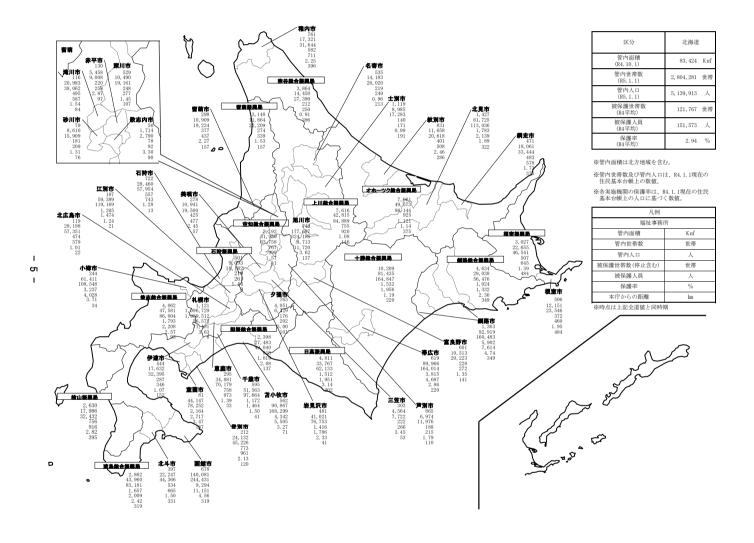
平成3年にバブル経済が崩壊したものの平成6年まで景気は回復傾向にありました。しかし、平成9年に消費税が引き上げられたことや銀行の貸し渋りなどにより、個人消費が低下の推移をたどり、景気が減速していきました。

平成11年以降は、景気の回復、悪化を繰り返しながらも、平成15年には完全失業率が過去最悪となるなど、雇用情勢に相まって、被保護世帯数は、平成12年からピーク時の昭和60年度を超える状況となりました。

平成21年には、平成20年のリーマンショック後の大幅な景気悪化、平成22年夏には猛暑効果も加わりましたが、円高が輸出産業に影響を与え、失業率も高水準にとどまるなど、雇用面での厳しい状況が続き、平成23年3月には東日本大震災にも見舞われ、広く経済的な影響が生じました。

その後、平成26年4月及び令和元年10月の消費税率引上げ(平成26年4月: $5\rightarrow8$ %、令和元年10月8% \rightarrow 10%)や平成30年に発生した北海道胆振東部地震の影響を受けつつも雇用・所得環境の好循環が広がりつつある中、緩やかな回復基調が続き、平成28年の123,882世帯をピークに緩やかに減少しています。

令和2年には、新型コロナウイルス感染症の影響により、北海道経済は4、5月を底に大きく低迷し、令和4年においても、景気の回復ペースは鈍く、今後もその動向に注視していく必要があります。



生活保護状況の年次推移

日	4 55 56	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	年度	標	指
	. 497 109, 378 109, 08	110, 497	109, 431	106, 399	101, 227	99, 833	97, 913	101, 796	104, 530	102, 219	101, 478	102, 907	104, 007	108, 163				120, 706	110, 278	100, 708	95, 919	96, 953	94, 724	99, 579	98, 243	101, 779	89, 422	78, 324	76, 216	74, 380	護人	員 世帯	率ノ
12万 127 12	生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生	石油大幅高騰	珠山泥流災害北海道総合開発計画実	有珠山噴火	冷害	成長経済移	価高騰 タグフレーショ	油供給制	ルショッ	害三期北海道総合開発計画実			道型 百景		冷	閉	冷害・凶	炭地不況 二期北海道総合開発計	鉱閉山	度級	戸景気 一世化計	済不況(鍋底		武景気	拓地冷害対策	雨・水害	害・凶	東・道北災	一期北海道総合開発計画実		会的背景(世帯と人員の数値に関係		_
10 10 10 10 10 10 10 10		•	•	سعر		-	•	<i>f</i>	•	•		•	,	•	ø	4	•	,-	X		\	•	員	人	保証	·被		•			な		_
(株) (**)	5 夫力 基 隆 二	活扶助基準二	扶助基準二処置による	扶助基準九処置による	扶助基準九保險給付日	扶助基準九	₩ 扶正 助・	活扶助基準十別一時金支給	福祉事務所運	至手当法施行 大医療費助成	障害者対策	補償金福祉的	-	•	•	子差	♦ 母子	2 老人	童	結核子 ●ンパ 精神・ 指神・ ・	保護	国哲年	医皮	菱 世		被	医託		•	福祉事務所制度実			_
全国 2.42 2.33 2.21 2.13 2.16 1.97 1.80 1.74 1.74 1.75 1.81 1.72 1.63 1.59 1.52 1.43 1.36 1.30 1.26 1.27 1.24 1.19 1.21 1.20 1.22 1.24 1.23 1.25 1	长	米価補正	米価補正	米価補正	米価補正	米価補正	月米価緒正	補正	指針決定	業実施	本法施行	金の収入認	44 919	44 185	44 117	保健法施行	社法施行	祉 法 施 行	扶養手当法施行	法改正 採用	準決定 行	年制金度	扶助運営要領	31.023	保護対策	32 208	扶助適正実施	26.061	24.504			0,0	
1.30 1.26 1.27 1.24 1.19 1.21 1.20 1.22 1.24 1.23 1.24 1.25 1.24 1.25 1.															-			•								216	2.13		2.38	全 2.42 9—	帯		
作業率 1.69 1.74 1.70 1.90 2.12 2.08 2.00 1.87 1.87 1.84 1.91 2.10 2.28 2.26 2.23 2.10 2.01 1.93 1.91 1.91 1.94 1.98 1.92 1.84 1.86 1.86 1.94 1.98 1.98	0 0	•	-	•	•	•	•	f	•	•	_	•	þ	•	•	þ	2, 26		•												保護率		00%

⁽注)

¹ 札幌市・旭川市・函館市を含む 2 被保護世帯、人員数には停止世帯、人員を含む。

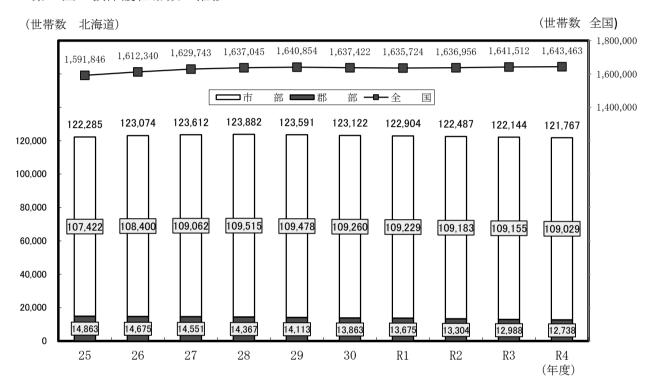
					—뭐	召和	平月	成一	>																										—∓	龙成	令	和-	\rightarrow	
57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
110, 892	114, 483	119, 588	121,704	119, 551	117, 176	112, 726	108, 026	101,947	95, 968	91, 344	88, 931	88, 362	87, 596	87, 739	89, 523	94, 374	99,653	105, 074	110, 604	117, 427	124, 597	129, 506	132, 873	135, 448	137, 570	141, 273	150, 087	159, 542	166, 384	171, 384	172,002	170, 861	169, 209	166, 362	163, 566	160, 543	158, 002	155, 566	153, 498	151, 573
	冷害						消費税導入				北海道南西冲地震冷 害		阪神・淡路大震災		消費税率引き上げ			有珠山噴火災害			台風による風災害						<i>•</i>	東日本大震災		•	4	消費税率引き上げ	•	•	<i>d</i>	北海道胆振東部地震	消費税率引き上げ	感染拡大	•	1,573
	~~	سعر	•	<i>\$</i>	ø	þ	· N	•	•	•						~	~	~	*			سعر	سعر			A S	ø	ø	8			φ	•	•	•	•	•	•	121	- ● 1,767
生活扶助基準男女間格差縮小老人保健法施行		健康保険法・国民健康保険法等改正	生活扶助基準男女間格差廃止 生活保護費国庫負担率変更(8/10↓7/10)	特別障害者手当制度の導入障害基準年金制度の導入	●級地制度の改正	6生活保護費国庫負担率3/4に変更	高齢保健福祉推進十か年戦略策定	多人福祉法等福祉関係八法改正	老只保健法改定	•	•	新の高齢者福祉推進十か年戦略策定	精神保健法を精神保健福祉法に改正	•	医療保険制度改正			介護保険法施行			老人保健法改正			障害者自立支援法施行	長寿医療制度施行						生活困窮者自立支援法施行生活保護法改正					生活困窮者自立支援法改正生活保護法改正				
59, 042	60, 753	63, 404	64, 975	64, 058	63, 455	62, 235	61,000	59, 076	57, 208	55, 875	55, 491	55, 796	56, 001	56, 669	58, 201	61, 282	64, 763	68, 471	72, 378	76, 952	81,728	85, 475	88, 604	91, 250	93, 541	96, 931	103, 387	110, 312	115, 876	120, 397	122, 285	123, 074	123, 612	123, 882	123, 591	123, 122	122, 904	122, 487	122, 144	121, 767
1.23	1.23	1.22	1.18	1.11	1.04	0.96	0.89	0.82	0.76	0.72	0.71	0.71	0.70	0.71	0.72	0.75	0.79	0.84	0.90	0.98	1.05	1.11	1.16	1.18	1.21	1.25	1.38	1.52	1.62	1.67	1.70	1.70	1.70	1.69	1.68	1.66	1.64	1.63	1.62	2.94
1.96	2. 01	2. 10	2. 13	2. 10	2.06	1. 98	1. 90	1. 79	1. 69	1.61	1. 56	1. 55	1. 53	1. 53	1. 56	1. 65	1.74	1. 84	1. 94	2.06	2. 19	2. 28	2. 35	2. 40	2. 46	2. 54	2. 71	2. 89	3. 02	3. 13	3. 16	3. 14	3. 13	3. 09	3. 06	3. 02	3. 00	2. 97	2. 95	2.94

2 被保護世帯、人員の状況

(1) 被保護世帯の状況

被保護世帯は、令和4年度では121,767 世帯と、令和3年度の122,144世帯と比較して377世帯 (0.3%) 減少しています。

第1図 被保護世帯数の推移



第1表 被保護世帯数の推移

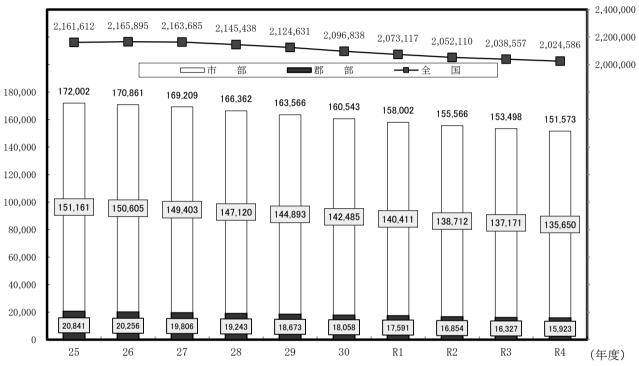
区分	全	道	君	部 部		Г	市 部		全	国
年度	世帯数	指数	世帯数	構成比	指数	世帯数	構成比	指数	世帯数	指数
25	122, 285	100.0	14, 863	12. 2	100.0	107, 422	87.8	100.0	1, 591, 846	100.0
26	123, 074	100.6	14, 675	11.9	98. 7	108, 400	88. 1	100.9	1, 612, 340	101.3
27	123, 612	101. 1	14, 551	11.8	97. 9	109, 062	88. 2	101.5	1, 629, 743	102.4
28	123, 882	101.3	14, 367	11.6	96. 7	109, 515	88. 4	101.9	1, 637, 045	102.8
29	123, 591	101. 1	14, 113	11.4	95. 0	109, 478	88.6	101.9	1, 640, 854	103. 1
30	123, 122	100.7	13, 863	11.3	93. 3	109, 260	88. 7	101.7	1, 637, 422	102. 9
R1	122, 904	100.5	13, 675	11. 1	92.0	109, 229	88. 9	101.7	1, 635, 724	102.8
R2	122, 487	100. 2	13, 304	10.9	89. 5	109, 183	89. 1	101.6	1, 636, 956	102.8
R3	122, 144	99. 9	12, 988	10.6	87. 4	109, 155	89. 4	101.6	1, 641, 512	103. 1
R4	121, 767	99. 6	12, 738	10.5	85. 7	109, 029	89. 5	101.5	1, 643, 463	103. 2

(2) 被保護人員の状況

被保護人員は、令和4年度では151,573人と、令和3年度の153,498人と比較して 1,925人(1.3%)減少しています。

第2図 被保護人員の推移

(人・全国) (人・北海道)



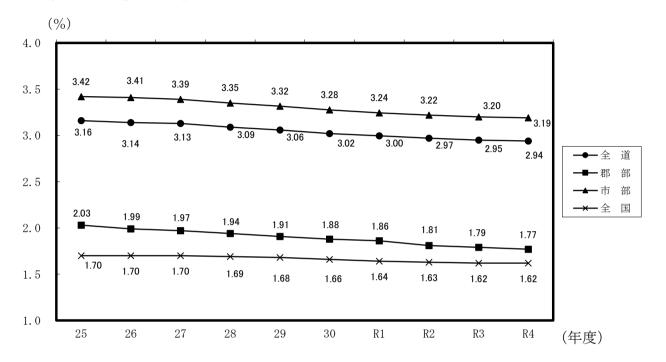
第2表 被保護人員の推移

区分	全	道	君	部 部		ī	片 部		全	国
年度	人 員	指数	人 員	構成比	指数	人 員	構成比	指数	人員	指数
25	172, 002	100.0	20, 841	13. 3	100.0	151, 161	86. 7	100.0	2, 161, 612	100.0
26	170, 861	99. 3	20, 256	12.9	97. 2	150, 605	87. 1	99. 6	2, 165, 895	100. 2
27	169, 209	98. 4	19,806	12.4	95.0	149, 403	87. 6	98.8	2, 163, 685	100. 1
28	166, 362	96. 7	19, 243	12. 1	92.3	147, 120	87. 9	97. 3	2, 145, 438	99. 3
29	163, 566	95. 1	18, 673	11. 9	89. 6	144, 893	88. 1	95. 9	2, 124, 631	98. 3
30	160, 543	93. 3	18, 058	11.7	86.6	142, 485	88. 3	94. 3	2, 096, 838	97. 0
R1	158, 002	91. 9	17, 591	11. 1	84. 4	140, 411	88. 9	92. 9	2, 073, 117	95. 9
R2	155, 566	90.4	16, 854	10.8	80.9	138, 712	89. 2	91.8	2, 052, 110	94. 9
R3	153, 498	89. 2	16, 327	10.6	78. 3	137, 171	89. 4	90. 7	2, 038, 557	94. 3
R4	151, 573	88. 1	15, 923	10.5	76. 4	135, 650	89. 5	89. 7	2, 024, 586	93. 7

3 保護率の状況

保護率は、令和4年度で2.94%と、令和3年度の2.95%と比較して0.01%減少しています。

第3図 保護率の推移



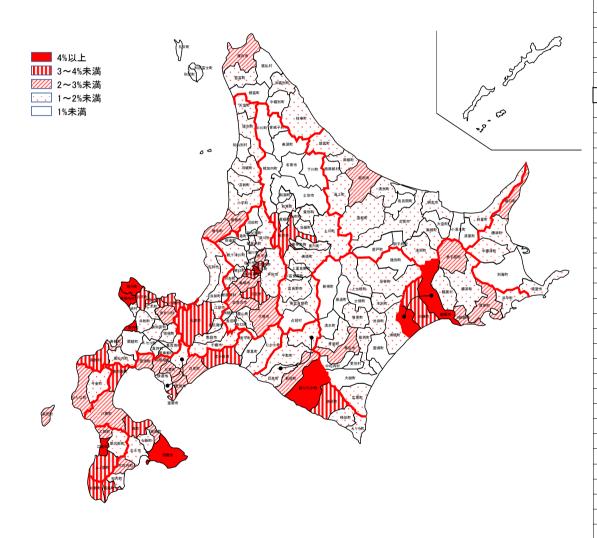
第3表 保護率の推移

(年度平均) (%)

年度区分	全 道	郡部	市部	全 国
25	3. 16	2.03	3.42	1.70
26	3. 14	1. 99	3.41	1.70
27	3. 13	1. 97	3. 39	1. 70
28	3. 09	1. 94	3. 35	1. 69
29	3. 06	1. 91	3. 32	1. 68
30	3. 02	1. 88	3. 28	1. 66
R1	3.00	1.86	3. 24	1.64
R2	2. 97	1. 81	3. 22	1. 63
R3	2. 95	1. 79	3. 20	1. 62
R4	2. 94	1. 77	3. 19	1. 62

〈地域別保護率の状況〉

地域別にみると、保護率が比較的高い地域が、都市部、道央から道南にかけての日本海沿岸、太平洋沿岸、旧産炭地域などに見られます。 一方、札幌市周辺のベッドタウンとして発展してきた地域や、空知、 上川、オホーツク及び道東や道北の農業や酪農を主要産業としている地域は保護率が低い傾向にあります。



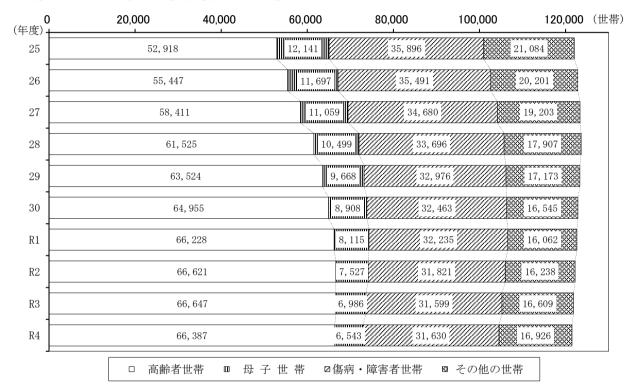
※郡部の各福祉事務所の保護率は各管内町村保護率の平均

	保護率
福工社	(R4平均)
事務所名	(%)
→ V++	
石狩	1. 43
渡島	2.40
檜山	2.80
後志	2. 59
空知	1. 56
上川	1. 08
留萌	
	1. 51
宗谷	0. 90
オホーツク	1. 13
胆振	2.06
日高	3. 12
十勝	1. 18
釧路	2. 35
根室	1. 38
郡部計	
	1. 77
小樽市	3. 69
室蘭市	3. 45
釧路市	4. 72
帯広市	2.85
北見市	1.88
夕張市	2. 96
岩見沢市	2. 32
網走市	1. 72
留萌市	2. 26
苫小牧市	
	3. 26
稚内市	2. 24
美唄市	2. 43
芦別市	1. 78
江別市	1. 24
赤平市	2.84
紋別市	2.44
士別市	0.98
名寄市	0.95
三笠市	3. 42
根室市	1. 94
千歳市	1. 50
滝川市	1. 53
砂川市	1. 31
歌志内市	3. 27
深川市	1. 44
富良野市	1. 34
登別市	2. 11
恵庭市	1. 38
伊達市	1.06
北広島市	1.01
石狩市	1. 28
北斗市	1. 49
市計	2. 42
郡部市部計	2. 20
札幌市	3. 63
旭川市	3. 61
函館市	4. 55
合計	2. 94

4 世帯類型別被保護世帯の状況

被保護世帯を世帯類型別構成割合でみると、令和4年度では、高齢者世帯が構成比54.6% と最も高く、次いで傷病・障害者世帯26.0%、その他の世帯13.9%、母子世帯5.4%となって います。

高齢者世帯と傷病・障害者世帯については、横ばい傾向、母子世帯については、減少傾向が 続いており、その他の世帯は近年、増加傾向となっています。



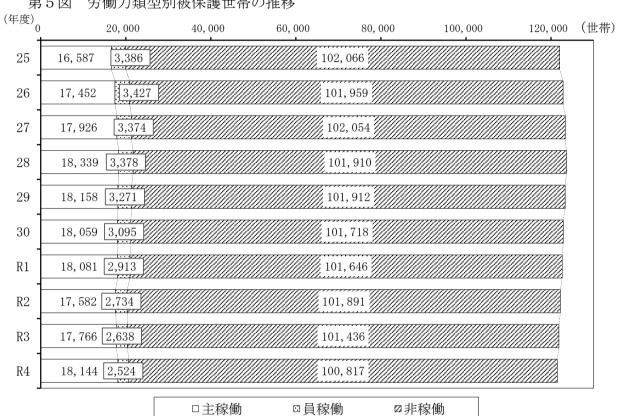
第4図 世帯類型別被保護世帯の推移

第4表 世帯類型別被保護世帯数の推移

区分	総数(停止	除く)	Ī	高齢者世	带	ŧ	子 世	帯	傷病	・障害者	世帯	そ	の他の世	帯
年度	実数	指数	実数	構成比	指数	実数	構成比	指数	実数	構成比	指数	実数	構成比	指数
25	122, 039	100.0	52, 918	43. 4	100.0	12, 141	9. 9	100.0	35, 896	29. 4	100.0	21, 084	17. 3	100.0
26	122, 836	100.7	55, 447	45. 1	104. 8	11, 697	9. 5	96. 3	35, 491	28. 9	98. 9	20, 201	16. 4	95.8
27	123, 353	101. 1	58, 411	47. 4	110. 4	11, 059	9.0	91. 1	34, 680	28. 1	96. 6	19, 203	15. 6	91. 1
28	123, 626	101.3	61, 525	49.8	116. 3	10, 499	8. 5	86. 5	33, 696	27. 3	93. 9	17, 907	14. 5	84. 9
29	123, 341	101. 1	63, 524	51.5	120.0	9, 668	7.8	79.6	32, 976	26. 7	91.9	17, 173	13. 9	81.5
30	122, 871	100.7	64, 955	52. 9	122. 7	8, 908	7. 3	73. 4	32, 463	26. 4	90.4	16, 545	13. 5	78. 5
R1	122, 640	100.5	66, 228	54.0	125. 2	8, 115	6.6	66.8	32, 235	26. 3	89.8	16, 062	13. 1	76. 2
R2	122, 207	100.1	66, 621	54. 5	125. 9	7, 527	6. 2	62.0	31, 821	26. 0	88.6	16, 238	13. 3	77.0
R3	121, 841	99.8	66, 647	54. 7	125. 9	6, 986	5. 7	57. 5	31, 599	25. 9	88.0	16, 609	13.6	78.8
R4	121, 485	99. 5	66, 387	54. 6	125. 5	6, 543	5. 4	53. 9	31, 630	26.0	88. 1	16, 926	13. 9	80.3

労働力類型別被保護世帯の状況 5

被保護世帯における労働力類型は、令和4年度で非稼働世帯が83.0%、世帯主が働いて いる世帯は14.9%、世帯員が働いている世帯は2.1%となっており、この割合は横ばいと なっています。



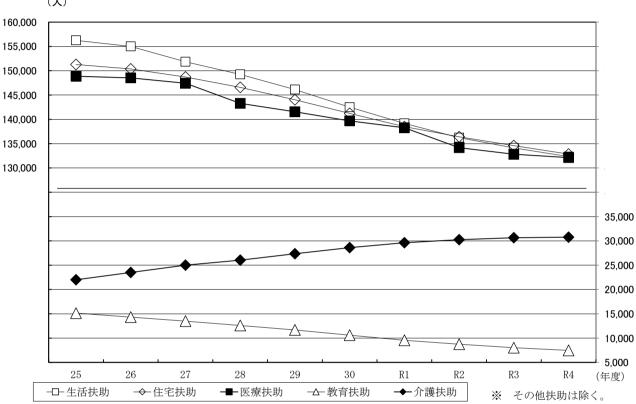
労働力類型別被保護世帯の推移

第5表 労働力類型別被保護世帯の推移

									()	(又) ~ (7)
区分	♦\\ ¥\-	世帯	主が働い	7	世帯	員が働い	て	働い	ている者	が
	総数 (停止除く)	V	る世帯		V	る世帯		V	ない世帯	
年度	(13 17 18) ()	実数	構成比	指数	実数	構成比	指数	実数	構成比	指数
25	120, 172	16, 587	13.8	100.0	3, 386	2.8	100.0	102, 066	84. 9	100.0
26	122, 039	17, 452	14. 3	105. 2	3, 427	2.8	101. 2	101, 959	83. 5	99. 9
27	122, 836	17, 926	14. 6	108. 1	3, 374	2.7	99.6	102, 054	83. 1	100.0
28	123, 353	18, 339	14. 9	110.6	3, 378	2.7	99.8	101, 910	82.6	99.8
29	123, 626	18, 158	14. 7	109. 5	3, 271	2.6	96. 6	101, 912	82.4	99.8
30	123, 341	18, 059	14. 6	108.9	3, 095	2.5	91.4	101, 718	82. 5	99. 7
R1	122, 871	18, 081	14. 7	109. 0	2, 913	2.4	86.0	101,646	82.7	99. 6
R2	122, 207	17, 582	14. 4	106.0	2, 734	2. 2	80.7	101,891	83.4	99.8
R3	121, 840	17, 766	14. 6	107. 1	2,638	2.2	77. 9	101, 436	83.3	99. 4
R4	121, 485	18, 144	14. 9	109. 4	2, 524	2. 1	74. 5	100, 817	83.0	98.8

6 扶助別被保護人員の状況

扶助別被保護人員は、令和4年度で生活扶助132,335人、住宅扶助132,845人、教育扶助7,472人、医療扶助132,128人、介護扶助30,763人、その他の扶助3,581人となっています。



第6図 扶助別被保護人員の推移 (人)

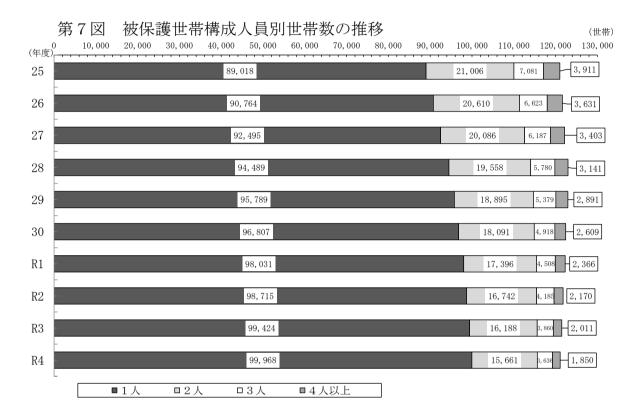
第6表 扶助別被保護人員の推移

											(+	- 度平均)
区分	生活技	夫助	住宅技	夫助	教育技	 夫助	医療技	夫助	介護	扶助	その他	也扶助
年度	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数
25	156, 238	100.0	151, 281	100.0	15, 137	100.0	148, 866	100.0	21, 994	100.0	6, 343	100.0
26	154, 994	99. 2	150, 353	99. 4	14, 311	94. 5	148, 513	99.8	23, 498	106.8	6, 102	96. 2
27	151,841	97. 2	148, 704	98. 3	13, 496	89. 2	147, 423	99.0	25, 013	113. 7	5, 736	90. 4
28	149, 243	95. 5	146, 568	96. 9	12,606	83. 3	143, 283	96. 2	26, 034	118. 4	5, 315	83. 8
29	146, 132	93. 5	144, 027	95. 2	11,670	77. 1	141, 558	95. 1	27, 358	124. 4	4, 979	78. 5
30	142, 501	91. 2	141, 212	93. 3	10,608	70. 1	139, 684	93.8	28, 609	130. 1	4, 705	74. 2
R1	139, 170	89. 1	138, 489	91.5	9, 550	63. 1	138, 257	92. 9	29, 610	134.6	4, 371	68. 9
R2	136, 223	87. 2	136, 397	90. 2	8, 738	57. 7	134, 156	90. 1	30, 239	137. 5	4, 157	65. 5
R3	134, 131	85. 9	134, 587	89.0	8, 026	53. 0	132, 813	89. 2	30, 636	139. 3	3, 869	61. 0
R4	132, 335	84. 7	132, 845	87.8	7, 472	49. 4	132, 128	88.8	30, 763	139. 9	3, 581	56. 5

7 被保護世帯構成人員、年齢階層別人員の状況

(1) 世帯人員別の構成比

令和4年度で単身世帯が82.5%を占めており、1世帯当たりの平均人員は1.24人となっています。単身世帯が増加傾向にあり、1世帯当たりの平均人員は減少しています。



第7表 被保護世帯構成人員の推移

(谷牛	7月	至国-	· 斉調	彼保護者	調査基礎	<u> 貝日)</u>
. =	3,	Pil				1 HL+

区分	被保護	被保護					世	帯	構 成	人	員	別					1世帯
	世帯数	人 員	1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人以上		平 均
年度	(停止除)	(停止除)		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	人 員
25	121,016	169, 919	89, 018	73.6%	21,006	17. 4%	7, 081	5. 9%	2, 598	2. 1%	871	0.7%	284	0. 2%	158	0.1%	1.40
26	121,628	168, 265	90, 764	74.6%	20,610	16. 9%	6, 623	5. 4%	2, 386	2.0%	816	0. 7%	288	0. 2%	141	0.1%	1. 38
27	122, 171	166, 601	92, 495	75. 7%	20, 086	16. 4%	6, 187	5. 1%	2, 255	1.8%	747	0.6%	262	0. 2%	139	0.1%	1. 36
28	122, 968	165, 164	94, 489	76. 8%	19, 558	15. 9%	5, 780	4. 7%	2, 093	1. 7%	678	0.6%	227	0. 2%	143	0.1%	1. 34
29	122, 954	162, 840	95, 789	77. 9%	18, 895	15. 4%	5, 379	4. 4%	1, 906	1.6%	631	0.5%	217	0. 2%	137	0.1%	1. 32
30	122, 425	159, 657	96, 807	79.1%	18, 091	14.8%	4, 918	4.0%	1, 696	1.4%	575	0.5%	206	0. 2%	132	0.1%	1.30
R1	122, 301	157, 182	98, 031	80. 2%	17, 396	14. 2%	4, 508	3. 7%	1, 522	1. 2%	531	0.4%	182	0.1%	131	0.1%	1. 29
R2	121, 812	154, 713	98, 715	81.0%	16, 742	13. 7%	4, 185	3. 4%	1, 386	1.1%	487	0.4%	171	0.1%	126	0.1%	1. 27
R3	121, 483	152, 618	99, 424	81.8%	16, 188	13. 3%	3, 860	3. 2%	1, 282	1.1%	449	0.4%	162	0.1%	118	0.1%	1. 26
R4	121, 115	150, 689	99, 968	82. 5%	15, 661	12.9%	3, 636	3.0%	1, 188	1.0%	408	0.3%	145	0.1%	109	0.1%	1.24